

厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 4 期）の改正について
－別紙「政策体系」の変更－

○ 基本目標 I 施策大目標 7 施策目標 7 - 1

－変更前－

- 7 - 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、**使用適正化**を推進し、安全性の向上を図ること



－変更後－

- 7 - 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、**適正使用**を推進し、安全性の向上を図ること

－変更理由－

施策目標 7 - 1 の変更について

- 適正使用の推進については、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）の第 1 条（目的）において「適正な使用の推進」、第 3 条（基本理念）第 2 項において「適正に使用されなければならない」、第 4 条（国の責務）第 2 項において「適正な使用の推進」という文言が用いられている。
- また、同法第 9 条に基づく「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号。以下「基本方針」という。）においても、「適正使用の推進」という文言を用いており、日常の業務においても「適正使用の推進」という文言を用いているところであり、「使用適正化」という文言は用いていない。
- このため、同法及び基本方針を踏まえた「適正使用」という文言を用いることが妥当であるため、変更するものである。

○ 基本目標Ⅳ

－変更前－

非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること



－変更後－

非正規**雇用**労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

－変更理由－

基本目標Ⅳの変更について

- 「非正規」は雇用形態を指し示すものであり、「雇用」にかかる用語であることから、表現の適正化を図るため変更するものである。

○ 基本目標Ⅳ 施策大目標 2、施策目標 2 - 1

－変更前－

非正規雇用労働者（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること



－変更後－

非正規雇用労働者（~~有期契約労働者~~・短時間労働者・~~有期雇用労働者~~・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること

－変更理由－

施策大目標 2、施策目標 2 - 1 の変更について

- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「働き方改革関連法」という。）については、平成 30 年 7 月 6 日に公布されているところ。
- 働き方改革関連法により「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成 5 年法律第 76 号）も改正されており、短時間労働者だけでなく、有期雇用労働者も同法の対象に含まれることとなり、あわせて、法律の名称も「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）に改正された。
- 働き方改革関連法による改正後のパートタイム・有期雇用労働法は、大企業については令和 2 年 4 月 1 日から施行される※¹ため、従前「有期契約労働者」としていた箇所について、同法で用いられている「有期雇用労働者」という用語に変更するもの。
※ 1 中小企業においては、令和 3 年 4 月 1 日施行予定。
- なお、働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）等においても、短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の順で記載している。